

発議第 2 号

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

提 出 者

香芝市議会議会運営委員会

委員長 河 杉 博 之

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号イ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - （１）第２条第４項の改正規定、同条第１０項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分を除く。）並びに第１２条第５項、第１７条第１項各号列記以外の部分及び第２項第１号イ、第１８条、第２７条第２項、第３１条第２項、第３２条第３項、第３８条第１項及び第２項、第３９条第３項、第４７条並びに第４８条の改正規定 公布の日
 - （２）第２条第１０項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）、第１２条第５項の表の改正規定 令和７年４月１日
 - （３）第５３条から第５５条までの改正規定 令和７年６月１日

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。